

ハンドガイドローラ 排ガス & 低騒音 指定番号表

	販売型式	申請型式	エンジン			排ガス指定番号					低騒音型指定番号	打刻様式
			メーカー	型式	定格出力 (kW)	1次	2次	3次	オフロード	少数特例		
ハンド ガイド ローラ	H550K	H600K	クボタ	E75-NB3	4.0		自主規制				4628	H 55 - × × × ×
	H600K											
	H650K	H650K					自主規制				4629	H 65 - × × × ×

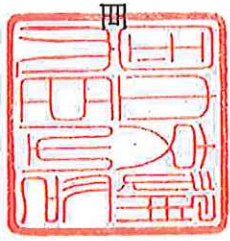


国総施環第138号
平成22年12月22日

関東鉄工(株)

代表取締役 鈴木 庸徳 殿

国土交通大臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示
第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を
低騒音型建設機械に指定する。

別表(低騒音型建設機械)

指定番号	機 種	型 式	諸 元	会 社 名	備 考
4626	振動ローラー	KV25C	車両総質量 2.7 t	関東鉄工(株)	低
4627	振動ローラー	KV25D	車両総質量 3 t	関東鉄工(株)	低
4628	振動ローラー	H600K	車両総質量 0.65 t	関東鉄工(株)	低
4629	振動ローラー	H650K	車両総質量 0.675 t	関東鉄工(株)	低

1.9kW未満汎用ディーゼルエンジンの排出ガス自主規制について

1. 自主規制の背景

1.9kW未満のディーゼルエンジンについては、排出ガス全体に対する寄与率が比較的小さいため法規制がなされていない。一方特殊自動車については、第6次答申で業界の自主規制が要望されている。陸内協では環境保全の重要性を考慮し、1.9kW未満の汎用ディーゼルエンジン全般について自主規制の運用方法を定める。

2. 自主規制の対象

陸内協の会員会社が国内・海外の工場で作成し、国内で販売・使用される1.9kW未満の汎用ディーゼルエンジン（緊急・非常用、消防用などに使用するエンジンを除く）とする。

3. 自主規制の内容

規制値や試験法については、国際整合性を考慮すると共に、単一の規制では唯一 0～1.9kWの規制を実施しているEPA規制に準じた内容とする。

規制にあたっては、各エンジンファミリーがそれぞれの規制値を満たすことが基本であるが、実効のあるエミッション低減を通して環境保全に寄与すると言う自主規制の趣旨から、各社の総量規制としてアベレージングを適用することも可能とする。

本自主規制に準拠したエンジンには、各社の任意で自主規制適合の統一マークを表示することができることとする。

3-1. 規制の適用開始日（製造日基準）

1次規制（EPA2次規制相当）：2006年1月1日

2次規制（EPA4次規制相当）：2009年1月1日

3-2. 自主規制値

・ 1次規制（EPA2次規制相当）

出力カテゴリー	排ガス (g/kW・h)			スモーク (%) (注1)		
	NMHC+NOx	CO	PM	アケセル	ラゲ	ピーク
0kW以上 8kW未満	7.5	8.0	0.80	20	15	50
8kW以上19kW未満	7.5	6.6	0.80	20	15	50

・ 2次規制（EPA4次規制相当）

出力カテゴリー	排ガス (g/kW・h)			スモーク (%) (注1)		
	NMHC+NOx	CO	PM	アケセル	ラゲ	ピーク
0kW以上 8kW未満	7.5	8.0	0.40 (注2)	20	15	50
8kW以上19kW未満	7.5	6.6	0.40	20	15	50

(注1) EPAの規定に基づき、単気筒エンジン、定速度エンジンには適用しない。

(注2) EPAの規定に基づき、空冷単気筒直噴エンジン（ハンズスター）については、2009-2010年 PM0.80 g/kW・h。

2011年以降 PM10.60 g/kW・hとする。

4. 自主規制の運用

4-1. 報告、公開

本自主規制では規制適合は会員各社の自主管理となるが、各社は該当カレンダー年度の翌年の3月31日までに対象となる全エンジンファミリーについて排出量計算のための実績報告書を陸内協に提出し、陸内協にて集計・管理する。

その結果は、陸内協機関紙およびホームページで公開する。

4-2. 猶予措置

基本的に本自主規制はEPA2次規制相当の規制値よりスタートするが、対策に時間がかかる単気筒エンジンについては2006年から2008年末まで以下のEPA1次規制相当の規制値を適用する事が出来る。

・2006年～2008年末 (EPA1次規制相当)

出力カテゴリー	排ガス (g/kW・h)		
	NMHC+NOx	CO	PM
0 kW以上 8 kW未満	10.5	8.0	1.00
8 kW以上19 kW未満	9.5	6.6	0.80

また、2009年以降2012年末までEPA2次規制相当の規制値を適用できるものとし、2013年以降はEPA4次規制と同じ規制値とする。

5. その他

5-1. 統一マーク (自主規制適合ラベル) の表示

ガソリン自主規制で採用されているものと同等の自主規制適合ラベルを採用し、実績報告書に記載されている全エンジンファミリー (猶予措置エンジンも含む) に貼り付け可能とする。



5-2. 排出ガス対策型建設機械指定制度における認定エンジンの扱い

自主規制の本来の目的は未規制エンジンをなくすことであるので、排出ガス対策型建設機械指定制度における認定エンジンは対象外とする。よって、自主規制適合ラベルは貼り付けない。

以上